

## 第3回寒河江市学校再編に関する外部有識者会議

日 時 令和5年9月26日(火)午前10時00分

場 所 寒河江市技術交流プラザ 第2研修室

### 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長あいさつ

4 協 議

(1) 寒河江市学校施設整備計画改定(案)について

(2) その他

5 その他

6 閉 会

#### 【配布資料】

資料1 寒河江市学校施設整備計画改定(案)

資料2 補足説明資料(修正版)

資料3 今後について

# 寒河江市学校施設整備計画改定 (案)

令和4年3月

令和 年 月改定

寒河江市教育委員会

# 目 次

I	学校施設整備計画の背景・目的等	3
1	背景と目的	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	4
4	対象施設	4
II	学校施設の目指すべき姿	6
1	地域の実情と将来を見据えた学校の配置	6
2	安全・安心な学校施設	6
3	快適な学習環境	6
4	多様な学習内容・学習形態に対応した学習環境	7
5	地域拠点としての学校施設	7
6	地域環境に配慮した学校施設	7
III	学校施設の実態	8
1	児童生徒数の推移	8
2	学校施設の老朽化状況の実態	11
	(1) 構造躯体の健全性の評価	11
	(2) 構造躯体以外の劣化状況等の評価	12
	(3) 対象建物の評価状況	13
IV	学校施設整備の基本的な方針等	15
1	地域の実情と将来を見据えた学校の配置	15
2	今後のあり方や将来の学校像に対する本市の基本的な方針について	18
	(1) 小学校の施設・整備	18
	(2) 小中学校の通学手段	18
	(3) 小中学校における新しい教育への対応	18
	(4) 部活動改革への対応	19
	(5) まちづくりとの連動	19
3	改修等の基本的な方針	19
	(1) 長寿命化の方針	19
	(2) 目標使用年数、改修周期の設定	19
V	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	20
1	改修等の整備水準	20
	(1) 屋上防水・屋根仕上げ	20
	(2) 外壁・外部建具改修	20
	(3) 内装改修	20
	(4) 電気設備改修	21
	(5) 機械設備改修	21

(6) バリアフリー改修	22
(7) 防災・防犯対策	22
2 維持管理の項目・手法等	22
(1) 老朽化対策を図る整備	22
(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備	23
(3) 教室不足の解消等を図る整備	24
(4) 教育環境の質的な向上を図る整備	24
(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備	25
VI 学校施設整備の実施計画	25
1 実施計画	25
2 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果	25
(1) 施設面での効果	25
(2) コスト面での効果	26
(3) 環境面での効果	26
VII 学校施設整備計画の継続的運用方針	26
1 情報基盤の整備と活用	26
2 推進体制等の整備	26
3 フォローアップ	26

## I 学校施設整備計画の背景・目的等

### 1 背景と目的

公立の小中学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっています。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。

このような学校施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体は、その創意工夫を活かしながら公立学校施設の整備を着実に進めていく必要があります。

本市では、昭和40年代から50年代にかけて建築された学校施設が一斉に更新時期を迎えようとしており、学校施設を効率的かつ効果的に整備していくことが求められています。また、少子化の進展等に伴い、児童生徒数の長期的な推移については今後とも減少傾向が続くものと見込まれ、このことは、学校における教育活動のみならず、その他の集団活動を行う上で課題となっています。

こうした状況の中、国においては、全国的に高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等が、今後一斉に老朽化し、大量に更新時期を迎えることから、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、これに続いて文部科学省が平成27年3月に文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定し、令和3年3月の改定を経て、各教育委員会に対して学校施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）の策定を求めています。

その後、国では令和3年8月に、令和の日本型学校教育の構築に向けて、新しい時代の学びに対応した学校施設の在り方を明確化し、実現することへの要請から、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の中間報告として、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について～Schools for the Future 『未来思考』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する～」の提言がなされています。

本市においても、平成28年3月に、寒河江市公共施設等総合整備計画を策定し、その中で、学校教育系施設の整備についての方針を示していますが、学校の役割と将来の児童生徒数の推移を考慮する必要があることから、令和元年7月に「寒河江市立学校のあり方検討委員会」（以下、「あり方検討委員会」という。）を設立し、寒河江市立学校の適正規模・適正配置及び寒河江市立学校の今後のあり方や将来の学校像に対する本市の基本的な方針について検討し、令和3年12月にその答申をいただいております。

以上のことから、本計画は、学校施設を総合的な観点でとらえ、寒河江市公共施設等総合整備計画の基本的な考え方やあり方検討委員会による答申に基づき、整備計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）において地方公共団体に策定が要請されている長寿命化計画（個別施設計画）に相当するものです。

また、本計画は今後の本市の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであることから、「第6次寒河江市振興計画」、「寒河江市公共施設総合管理計画」及び「第2次寒河江市教育振興計画」に即して策定するとともに、あり方検討委員会による答申及び検討内容との整合性を図

っています。

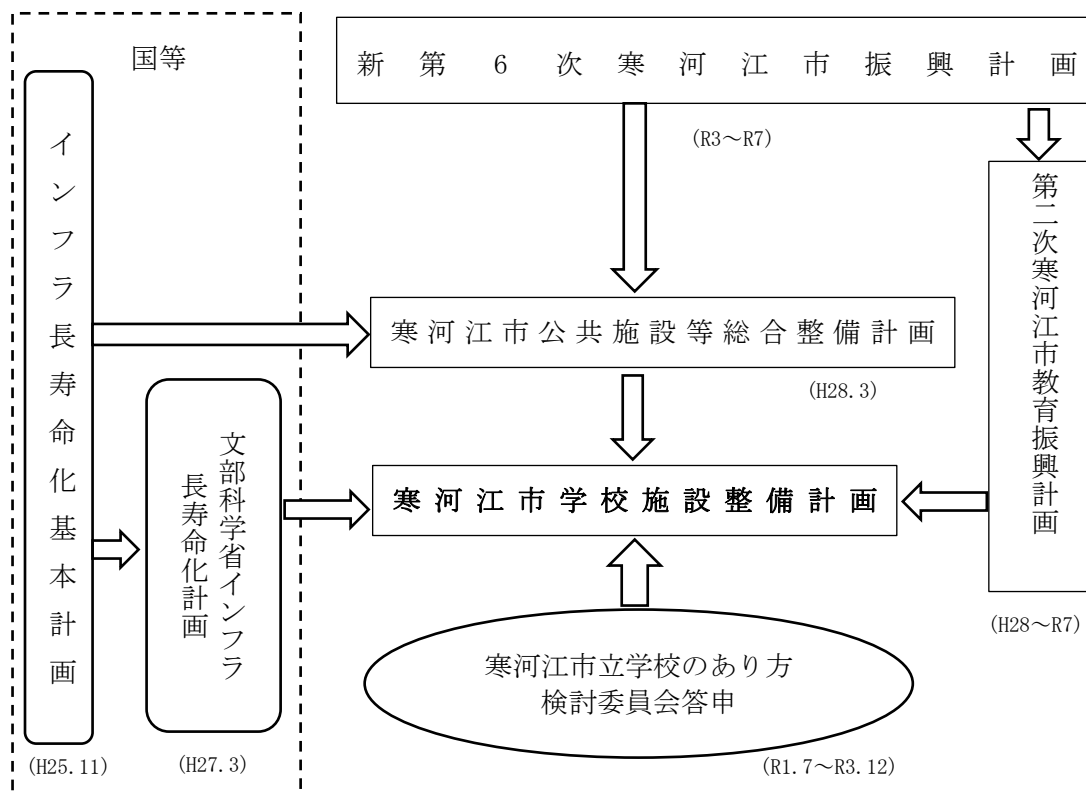


図 I-1 計画の位置づけイメージ

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までの20年間とし、施設の老朽化状況や児童・生徒の推移、社会情勢の変化、上位・関連計画の改定等、本市の財政状況等を鑑みながら、5年を目安に計画を見直します。

### 4 対象施設

本計画の策定において対象とする施設は、小学校9校、中学校3校とし、学校敷地内にある小規模な建物（仮設物置等）は対象外とします。

表 I-1 計画対象の施設

番号	学校名	建物名	建築年	面積	構造	階数	
1	寒河江小学校	校舎及び給食室	1986	S61	5,452.08	RC造	4
2	〃	屋内運動場	1986	S61	1,248.39	S造	1
3	〃	プール付属室	1987	S62	121.20	RC造	1
4	寒河江中部小学校	校舎（北）	1978	S53	323.00	RC造	3
5	〃	校舎（東）	1978	S53	1,306.27	RC造	3
6	〃	校舎（南）	1978	S53	1,397.64	RC造	3
7	〃	校舎管理棟	1979	S54	1,745.66	RC造	3

番号	学校名	建物名	建築年		面積	構造	階数
8	〃	屋内運動場	1980	S55	1,020.03	S造	1
9	〃	校舎 特別教室棟(増設)	2003	H15	427.09	S造	2
10	南部小学校	校舎	1984	S59	3,972.05	RC造	3
11	〃	給食室	1984	S59	124.20	RC造	1
12	〃	屋内運動場	1984	S59	1009.50	S造	1
13	〃	プール付属室	1985	S60	110.00	CB造	1
14	西根小学校	校舎管理棟	1977	S52	2,652.92	RC造	4
15	〃	校舎多目的棟	1995	H07	656.02	RC造	1
16	〃	屋内運動場	1995	H07	1,341.95	SRC造	1
17	〃	プール付属室	1996	H08	117.00	RC造	1
18	柴橋小学校	校舎及び給食室	1989	H01	4,301.00	RC造	2
19	〃	屋内運動場	1989	H01	1,294.88	RC造	2
20	〃	プール付属室	1988	S63	122.90	RC造	1
21	高松小学校	校舎及び給食室	1981	S56	3,340.00	RC造	3
22	〃	屋内運動場	1992	H04	1,292.00	S造	1
23	〃	プール機械室	1993	H05	135.50	RC造	1
24	醍醐小学校	校舎及び給食室	2003	H15	3,132.04	RC造	2
25	〃	屋内運動場	2003	H15	944.13	SRC造	1
26	〃	プール付属室	2004	H16	117.10	RC造	1
27	白岩小学校	校舎及び給食室	1982	S57	2,204.00	RC造	3
28	〃	渡り廊下	1982	S57	50.00	S造	1
29	〃	屋内運動場	1993	H05	1,201.36	S造	2
30	〃	プール付属室	1994	H06	116.16	RC造	1
31	三泉小学校	校舎	1990	H02	2,150.75	RC造	4
32	〃	給食・食堂棟	1990	H02	332.63	RC造	1
33	〃	屋内運動場	1991	H03	1,029.91	SRC造	2
34	〃	プール付属室	1991	H03	153.45	RC造	1
35	陵東中学校	校舎普通教室棟	1968	S43	1,740.00	RC造	3
36	〃	校舎管理・特別教室棟	1969	S44	2,729.00	RC造	4(1)
37	〃	昇降口	1969	S44	156.00	S造	1
38	〃	屋内運動場	1970	S45	1,551.00	S造	2
39	〃	プール付属室	1975	S50	83.00	S造	1
40	〃	給食配膳室	2011	H23	104.19	その他	3
41	陵南中学校	校舎普通教室棟東	1971	S46	1,439.00	RC造	3
42	〃	校舎普通教室棟西	1972	S47	1,282.00	RC造	4
43	〃	校舎特別教室棟西	1972	S47	771.00	RC造	3
44	〃	校舎普通教室棟東	1973	S48	1,590.00	RC造	3
45	陵南中学校	校舎多目的室棟(増築)	1990	H02	276.03	RC造	3

番号	学校名	建物名	建築年		面積	構造	階数
46	〃	柔剣道場	1985	S60	404.06	S造	1
47	〃	渡り廊下	1972	S47	241.00	RC造	2
48	〃	管理棟	1973	S48	723.00	RC造	2
49	〃	屋内運動場及び廊下	1974	S49	1,444.00	S造	2
50	〃	プール付属室	1976	S51	87.00	S造	1
51	陵西中学校	校舎普通教室棟西	1974	S49	940.00	RC造	3
52	〃	校舎普通教室棟東	1976	S51	1032.00	RC造	3
53	〃	階段便所棟	1976	S51	260.00	RC造	4
54	〃	校舎管理・特別教室棟	1976	S51	1,851.00	RC造	3
55	〃	屋内運動場	1977	S52	1,289.00	S造	2
56	〃	プール付属室	1977	S52	78.00	S造	2

※構造欄の「RC造」は鉄筋コンクリート造、「S造」は鉄骨造、「CB造」はコンクリートブロック造、「SRC造」は鉄骨鉄筋コンクリート造を表します。

※陵東中学校階数欄の(1)は地下の階数を表します。

## II 学校施設の目指すべき姿

学校施設の整備にあたっては、国の方針に基づき、学校施設の目指すべき姿として、次の項目に着目する必要があります。

### 1 地域の実情と将来を見据えた学校の配置

地域の実情と将来の児童生徒数の推計結果等を踏まえて、適正な学校配置や規模及び教育環境の整備を図ることが必要です。

### 2 安全・安心な学校施設

学校は、児童・生徒の「学習の場」に加え、1日の大半を過ごす「生活の場」であることから、児童・生徒が安心して学ぶことができる学校となるように、建物の安全性や耐久性を確保した施設整備が求められます。

また、近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備することが求められます。

さらに、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、災害時の避難施設となることから地域防災にとっても重要な役割を担っており、災害時の避難所運営等、防災機能を備えた整備を行うとともに、体育館の冷暖房設備の導入の検討やユニバーサルデザインの採用、バリアフリー化などを行い、利用者全てに優しい学校施設が求められます。

### 3 快適な学習環境

学校施設は教育を行う場のみならず、児童生徒の社会性・人間性を育む場であり、それにふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間であることが重要です。学校施設全体が学びの場であるとともに、子ども達がゆっくり、落ち着いて過ごすことができる居場所となるよう、また、空間へ



の愛着を育むことができるよう、温かみのある生活空間（リビング空間）を創意工夫により整備することが重要です。また、居住性の向上という基本的な視点で、採光や通風、換気、防音、建物の断熱性等について配慮し、適切な室内環境を備えた空間を確保するとともに、障がいの有無に関わらず利用できるようユニバーサルデザインを採用したり、SDGs や多様性への配慮により、バリアフリー化の一層の推進に取り組むことが求められます。

さらに、不登校児童生徒への支援を含めた多様な子どもに対応していくため、保健室、教育相談室、適応指導教室、保護者等のための相談スペース等については、ICT を活用した学習・指導が行える環境を整えるとともに、リラックスできる場とし、カウンセリングの機能を総合的に整備していくことが重要です。

#### 4 多様な学習内容・学習形態に対応した学習環境

国際化・情報化が進む社会の中で、学校における教育内容・教育方法も変化しています。新しい時代の学びは個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実であり、ICT の活用により、時間や場所に限定しないシームレスな学びが可能となります。このため、学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある整備を推進する必要があります。そのため、空間相互の連続性・一体性の確保、余裕教室等を活用した教室サイズの変更、ロッカースペースの配置の工夫など既存の面積資源の有効活用・再配分を行い、多様な学びの姿に柔軟に対応できる創造的空間の整備を推進することが重要です。

#### 5 地域拠点としての学校施設

これからの時代に必要となる資質・能力の育成や、地域とともにある学校づくりを推進する観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、社会に開かれた教育課程の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールの推進などの取り組みが進められています。

学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要です。

学校施設を核とした地域住民等との交流や地域活性化を図る観点等から、他の公共施設などとの複合化・共用化等を促進し、多様な「知」が集積し、新しい価値を生み出す施設としての整備を推進することで、施設機能の高機能化・多機能化を図り、児童生徒や地域住民にとって多様な学習環境を創出するとともに、学校施設を含めた公共施設を有効に活用することが重要です。

#### 6 地域環境に配慮した学校施設

地域の自然や文化性を生かした、快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した施設整備が求められます。

具体的には、脱炭素社会の実現に向けて、学校施設についても省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められており、屋根や外壁の高断熱化や高効率照明の導入などの省エネルギー化、風力・バイオマス・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を更に

進めるとともに、山林の保全、地域との共生の観点から、学校施設における木材利用を積極的に推進することが求められます。

### Ⅲ 学校施設の実態

#### 1 児童生徒数の推移

市立小中学校の児童生徒数は、令和5年4月現在、小学校2,037人、中学校1,050人が在籍しています。児童数は、令和11年までに1,714人、生徒数は、令和17年までに807人まで減少する見込みです。

表Ⅲ-1 児童生徒数の実績及び推計

(R5.4.1 現在 単位：人)

	実績	推計											
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
寒河江小	410	390	351	339	325	330	313						
寒河江中部小	666	676	693	705	699	677	678						
南部小	208	206	197	194	199	191	196						
西根小	265	259	245	241	231	230	208						
柴橋小	224	205	200	188	185	175	158						
高松小	81	75	71	72	68	69	61						
醍醐小	40	36	37	34	31	29	30						
白岩小	75	69	67	63	52	48	38						
三泉小	68	63	55	51	43	32	32						
小学校計	2037	1979	1916	1887	1833	1781	1714						
陵東中	402	402	428	398	388	351	345	324	300	286	275	292	267
陵南中	524	535	565	555	543	543	543	544	547	544	539	496	488
陵西中	124	124	110	104	94	92	92	86	83	77	65	63	52
中学校計	1050	1061	1103	1057	1025	986	980	954	930	907	879	851	807

令和6年度以降の推計方法 在校生は進級する児童生徒の実績数によるものとし、新入生は、住民基本台帳に基づく児童生徒数

表Ⅲ-2 各小学校児童数の実績及び推計

(R5.4.1 現在 単位：人)

寒河江小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	57	53	50	50	52	68	40
小2	63	57	53	50	50	52	68
小3	66	63	57	53	50	50	52
小4	62	66	63	57	53	50	50
小5	89	62	66	63	57	53	50
小6	73	89	62	66	63	57	53
合計	410	390	351	339	325	330	313

寒河江中部小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	110	119	123	110	112	103	111
小2	125	110	119	123	110	112	103
小3	118	125	110	119	123	110	112
小4	98	118	125	110	119	123	110
小5	106	98	118	125	110	119	123
小6	109	106	98	118	125	110	119
合計	666	676	693	705	699	677	678

南部小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	29	32	37	32	33	28	34
小2	36	29	32	37	32	33	28
小3	28	36	29	32	37	32	33
小4	35	28	36	29	32	37	32
小5	46	35	28	36	29	32	37
小6	34	46	35	28	36	29	32
合計	208	206	197	194	199	191	196

西根小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	46	40	37	38	33	36	24
小2	37	46	40	37	38	33	36
小3	43	37	46	40	37	38	33
小4	42	43	37	46	40	37	38
小5	51	42	43	37	46	40	37
小6	46	51	42	43	37	46	40
合計	265	259	245	241	231	230	208

柴橋小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	30	31	36	24	32	22	13
小2	32	30	31	36	24	32	22
小3	35	32	30	31	36	24	32
小4	36	35	32	30	31	36	24
小5	41	36	35	32	30	31	36
小6	50	41	36	35	32	30	31
合計	224	205	200	188	185	175	158

高松小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	16	12	7	13	8	13	8
小2	12	16	12	7	13	8	13
小3	12	12	16	12	7	13	8
小4	12	12	12	16	12	7	13
小5	11	12	12	12	16	12	7
小6	18	11	12	12	12	16	12
合計	81	75	71	72	68	69	61

醍醐小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	2	7	6	5	3	6	3
小2	8	2	7	6	5	3	6
小3	6	8	2	7	6	5	3
小4	8	6	8	2	7	6	5
小5	5	8	6	8	2	7	6
小6	11	5	8	6	8	2	7
合計	40	36	37	34	31	29	30

白岩小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	13	9	11	7	5	3	3
小2	7	13	9	11	7	5	3
小3	16	7	13	9	11	7	5
小4	11	16	7	13	9	11	7
小5	13	11	16	7	13	9	11
小6	15	13	11	16	7	13	9
合計	75	69	67	63	52	48	38

三泉小	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小1	6	7	4	7	4	4	6
小2	15	6	7	4	7	4	4
小3	12	15	6	7	4	7	4
小4	11	12	15	6	7	4	7
小5	12	11	12	15	6	7	4
小6	12	12	11	12	15	6	7
合計	68	63	55	51	43	32	32

表Ⅲ-3 各中学校生徒数の実績及び推計

(R5.4.1現在 単位：人)

陵東中	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
中1	145	131	152	115	121	115	109	100	91	95	89	108	70
中2	126	145	131	152	115	121	115	109	100	91	95	89	108
中3	131	126	145	131	152	115	121	115	109	100	91	95	89
合計	402	402	428	398	388	351	345	324	300	286	275	292	267

陵南中	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
中1	179	193	193	169	181	193	169	182	196	166	177	153	158
中2	163	179	193	193	169	181	193	169	182	196	166	177	153
中3	182	163	179	193	193	169	181	193	169	182	196	166	177
合計	524	535	565	555	543	543	543	544	547	544	539	496	488

陵西中	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
中1	37	44	29	31	34	27	31	28	24	25	16	22	14
中2	43	37	44	29	31	34	27	31	28	24	25	16	22
中3	44	43	37	44	29	31	34	27	31	28	24	25	16
合計	124	124	110	104	94	92	92	86	83	77	65	63	52

## 2 学校施設の老朽化状況の実態

学校施設の老朽化状況の把握は、構造躯体の健全性の評価と構造躯体以外の劣化状況等の評価に分けて行います。

### (1) 構造躯体の健全性の評価

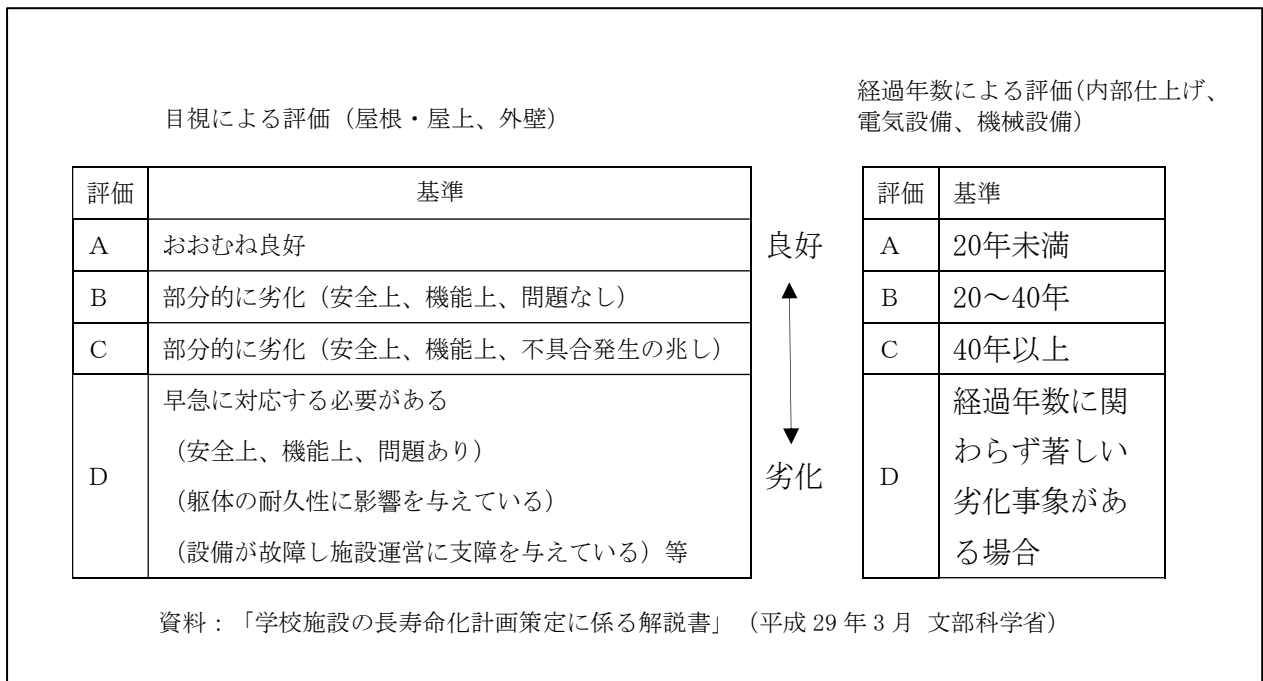
構造躯体の健全性の評価については、耐震診断時等の既存データ及び建築工学的な評価による推計耐用年数により建物ごとの実態を把握します。

(2) 構造躯体以外の劣化状況等の評価

① 評価基準

文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に、対象施設の老朽化の調査については、現場の目視による劣化状況に基づき、屋根・屋上、外壁を、また内部仕上げ、電気設備、機械は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に図Ⅲ-1のとおり、A、B、C、Dの4段階で評価しています。

各建物の劣化状況の結果を基に、学校教育系施設の老朽化状況の評価指標となる健全度を算定し建物情報一覧を作成しました。



図Ⅲ-1 評価基準

② 健全度の算定

健全度とは、各建物の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備及び機械設備の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。「部位の評価点」と「部位のコスト配分」を図Ⅲ-2のとおり定め、「健全度」を100点満点で算定します。なお、部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和 (部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

健全度 計算例

	評価		評価点	×	配分	=		
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	=	204	
2 外壁	D	→	10	×	17.2	=	172	
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	=	1,680	
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	=	800	
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	=	292	
							計	3,148
							÷60	
							健全度	52

※100点満点にするためにコスト配分の合計値（60点）で割っています。

※健全度は数値が小さいほど劣化が進んでいることを示します。

資料：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成29年3月 文部科学省）

図Ⅲ-2 健全度の算定

(3) 対象建物の評価状況

対象建物の評価状況については、表Ⅲ-4のとおりです。

なお、劣化状況評価の「屋根・屋上」及び「外壁」の項目について、文部科学省の評価基準であるB、Cに加えて、評価を細分化するため、B-、C-を設け、それぞれ評価点を60、25とし、その評点を（）にて表示しています。

健全度においては、中学校では全ての中学校校舎が、小学校では西根小学校と高松小学校校舎の劣化が大きいことから、早急な対応が求められます。

表Ⅲ-4 対象建物の評価状況

番号	学校名及び建物名	建築年		面積	構造	階数	耐震安全性			劣化状況評価					健全度 (100点満点)
							耐震基準	診断	補強	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	
1	寒河江小 校舎及び給食室	1986	S61	5,452.08	RC造	4	新	済	済	B	B	B	B	B	75
2	〃 屋内運動場	1986	S61	1,248.39	S造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
3	〃 プール付属室	1987	S62	121.20	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
4	寒河江中部小 北校舎	1978	S53	323.00	RC造	3	旧	済	済	B	A	C	C	C	60.2
5	〃 東校舎	1978	S53	1,306.27	RC造	3	旧	済	済	B	A	C	C	C	60.2
6	〃 南校舎	1978	S53	1,397.64	RC造	3	旧	済	済	B	A	C	C	C	60.2
7	〃 管理棟	1979	S54	1,745.66	RC造	3	旧	済	済	B	A	C	C	C	60.2
8	〃 屋内運動場	1980	S55	1,020.03	S造	1	旧	済	済	B	A	C	C	C	60.2
9	〃 特別教室	2003	H15	427.09	S造	2	旧	済	済	B	A	A	A	A	97.9
10	南部小 校舎	1984	S59	3,972.05	RC造	3	新	済	済	C-	C-	B	B	B	62(56.4)
11	〃 給食室	1984	S59	124.20	RC造	1	新	済	済	C-	C-	B	B	B	62(56.4)
12	〃 屋内運動場	1984	S59	1009.50	S造	1	新	済	済	C-	C-	B	B	B	62(56.4)
13	〃 プール付属室	1985	S60	110.00	CB造	1	新	済	済	C-	C-	B	B	B	62(56.4)
14	西根小 校舎管理棟	1977	S52	2,652.92	RC造	4	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
15	〃 校舎多目的棟	1995	H07	656.02	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
16	〃 屋内運動場	1995	H07	1,341.95	SRC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
17	〃 プール付属室	1996	H08	117.00	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
18	柴橋小 校舎及び給食	1989	H01	4,301.00	RC造	2	新	済	済	B	B	B	B	B	75
19	〃 屋内運動場	1989	H01	1,294.88	RC造	2	新	済	済	B	B	B	B	B	75
20	〃 プール付属室	1988	S63	122.90	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
21	高松小 校舎及び給食室	1981	S56	3,340.00	RC造	3	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
22	〃 屋内運動場	1992	H04	1,292.00	S造	1	新	済	済	B	C	B	B	B	65
23	〃 プール付属室	1993	H05	135.50	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
24	醍醐小 校舎及び給食室	2003	H15	3,132.04	RC造	2	新	済	済	B	B	A	A	A	90.7
25	〃 屋内運動場	2003	H15	944.13	SRC造	1	新	済	済	B	B	A	A	A	90.7
26	〃 プール附属室	2004	H16	117.10	RC造	1	新	済	済	B	B	A	A	A	90.7
27	白岩小 校舎(給食室)	1982	S57	2,204.00	RC造	3	新	済	済	B	B	B	B	B	75
28	〃 渡り廊下	1982	S57	50.00	S造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
29	〃 屋内運動場	1993	H05	1,201.36	S造	2	新	済	済	B	B	B	B	B	75
30	〃 プール付属室	1994	H06	116.16	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
31	三泉小 校舎	1990	H02	2,150.75	RC造	4	新	済	済	B	B	B	B	B	75
32	〃 給食、食堂棟	1990	H02	332.63	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
33	〃 屋内運動場	1991	H03	1,029.91	SRC造	2	新	済	済	B	B	B	B	B	75
34	〃 プール付属室	1991	H03	153.45	RC造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75



番号	学校名及び建物名	建築年		面積	構造	階数	耐震安全性			劣化状況評価					
							耐震基準	診断	補強	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)
35	陵東中 校舎教室棟	1968	S43	1,740.00	RC造	3	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
36	〃 校舎特別教室棟	1969	S44	2,729.00	RC造	4	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
37	〃 昇降口	1969	S44	156.00	S造	1	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
38	〃 屋内運動場	1970	S45	1,551.00	S造	2	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
39	〃 プール付属室	1975	S50	83.00	S造	1	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
40	〃 給食配膳室	2011	H23	104.19	その他	3	新	済	済	A	A	A	A	A	100
41	陵南中 校舎普通教室棟東	1971	S46	1,439.00	RC造	3	旧	済	済	B-	B-	C	C	C	53(47.4)
42	〃 校舎普通教室棟西	1972	S47	1,282.00	RC造	4	旧	済	済	B-	B-	C	C	C	53(47.4)
43	〃 校舎特別教室棟西	1972	S47	771.00	RC造	3	旧	済	済	B-	B-	C	C	C	53(47.4)
44	〃 校舎特別教室棟東	1973	S48	1,590.00	RC造	3	旧	済	済	B-	B-	C	C	C	53(47.4)
45	〃 校舎多目的室棟	1990	H02	276.03	RC造	3	新	済	済	B-	B-	B	B	B	75(69.4)
46	〃 柔剣道場	1985	S60	404.06	S造	1	新	済	済	B	B	B	B	B	75
47	〃 渡り廊下	1972	S47	241.00	RC造	2	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
48	〃 管理棟	1973	S48	723.00	RC造	2	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
49	〃 屋内運動場及び廊下	1974	S49	1,444.00	S造	2	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
50	〃 プール付属室	1976	S51	87.00	S造	1	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
51	陵西中 校舎普通教室棟西	1974	S49	940.00	RC造	3	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
52	〃 校舎普通教室棟東	1976	S51	1,032.00	RC造	3	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
53	〃 階段便所棟	1976	S51	286.00	RC造	4	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
54	〃 管理・特別教室棟	1976	S51	1,851.00	RC造	3	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
55	〃 屋内運動場	1977	S52	1,289.00	S造	2	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
56	〃 プール付属室	1977	S52	78.00	S造	2	旧	済	済	B	B	C	C	C	53

※耐震基準欄の「旧」は1981年6月以前の建築、「新」は1981年6月以降の建築を表しています。

#### IV 学校施設整備の基本的な方針等

寒河江市公共施設等総合管理計画においては、国の教育方針や財政事情を勘案した上で、学校再編と改修計画を策定することとしており、あり方検討委員会答申内容を踏まえ、学校施設整備の基本的な方針を定めます。

##### 1 地域の実情と将来を見据えた学校の配置

地域の実情、将来の児童生徒数の推計結果等を踏まえて、本市における適正な学校配置や規模及び教育環境の整備を計画的に行います。

あり方検討委員会の答申内容を踏まえ、本市における1学級当たりの児童生徒数と学級数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、教育やまがた「さんさん」プランなどの制度を踏まえ設定します。なお、複式学級が生じる場合においては、その解消を図ってまいります。

統合後の学級数については、クラス替えができる複数学級が望ましいと考えますが、将来の児童生徒数の推移を見極めながら地域の実情に応じて検討を行います。

学区については、学区の再編について慎重な意見もあることから、小学校においては、学区を合わせ統合することはあっても、学区を分けたり再編することは、当該学区へ与える影響を考え、当面の間、現行の学区を分けることなく、現行制度である学区の弾力的運用（寒河江中部小学校区の児童を希望により寒河江小学校区に入学許可すること）の更なる周知と運用地域を拡大し、寒河江中部小学校の児童数の増加を抑えることも対応していきます。

中学校の整備については、あり方検討委員会の答申では、2校になることで市内での切磋琢磨により高めあうことが可能という考えもあり、2校案についても併記されていましたが、今後のデジタル化やグローバル化により、県内だけでなく国内を意識した切磋琢磨の環境が想定されています。こうした新しい教育の推進に対応するため、教育資源を1つに集中し、未来の寒河江市を担う「さがえっこ」を育成するための統一的なビジョンを策定し、優良な教育環境を構築していくことが重要であり、説明会や外部有識者会議で頂戴したご意見等を踏まえ、市内の生徒に充実した教育環境の中で多様な選択肢及び地域を考える視点の拡大、教員数の増加とバランスのとれた教職員の配置、10年後、20年後をも想定した生徒数の不均衡の解消などを総合的に検討した結果、令和12年度を目途に、新たな敷地を求めて、現在の3校を1校に統合することで整備していきます。

小学校の整備については、教育環境の充実を図るため、小学校の発達段階や地域とのつながり、まちづくりの観点、地域バランス等を考慮し、令和15年度を目途に高松小学校と醍醐小学校と白岩小学校を統合し、西部地区の拠点となる小学校を1校整備します。令和18年度を目途に西根小学校と三泉小学校の統合を進めていきます。

また、寒河江小学校、寒河江中部小学校、南部小学校、柴橋小学校については、今後の児童数の推移も見極めながら、次回の見直しまでに統合も含めて検討していきます。

なお、整備を進めていくなかで、地域からの要望、児童生徒数の動態、社会情勢の変化等に応じた計画の変更についても行うこととします。

表IV-1 学校施設整備ロードマップ

	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	令和21	令和22	令和23	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
寒河江小										学校の適正配置について検討を行う											
南部小																					
寒河江中部小																					
柴橋小																					
西根小												測量 設計	建設	陵東中学校跡地に新校舎を建設し統合							
三泉小																					
高松小									測量 設計	建設	高松小学校敷地内に新校舎を建設し統合										
醍醐小																					
白岩小																					
陵南中			用地選定 用地買収 用地造成			測量 設計	建設	新校舎を建設し統合													
陵東中																					
陵西中																					

## 2 今後の学校のあり方や将来の学校像に対する本市の基本的な方針について

### (1) 小中学校の施設・設備

あり方検討委員会の検討結果を踏まえ、小中学校の施設・設備については、以下の項目を考慮しながら整備していきます。

- ・ 築50年以上経過した老朽した校舎は、改築を行うこと
- ・ 児童生徒及び教職員が快適で潤いのもてる施設とすること
- ・ 児童生徒が個別最適な学習と協働学習を十分に行うことができる施設・設備を整備すること
- ・ 児童生徒が余裕をもって十分に運動をすることができる体育施設を設けること
- ・ 放課後児童クラブとの連携や活動が可能な施設・設備を整備すること
- ・ 新たな感染症等が発生した場合にも、感染拡大の防止に努め、平常時と同様の学習機会が保障できるよう、柔軟に対応することが可能な施設・設備を整備すること
- ・ 他の市立施設や福祉施設等との連携や活用ができ、公民館(コミセン)や保育所と一体化した施設を整備すること
- ・ 児童生徒が気軽に出入り可能な、そして教職員が施設全体を把握できる、開放的な「職員室」になるように整備すること
- ・ 安心安全でおいしい学校給食を提供できる施設を整備すること
- ・ 再生可能なエネルギーを活用するなど、エコに配慮した施設とすること
- ・ 避難所としての機能を持ち、地域の防災拠点としても活用できる安全安心な施設とすること
- ・ バリアフリー化され動線に配慮した施設とすること
- ・ 防犯対策と安全性が確保された施設とすること
- ・ いじめ・不登校の未然防止への実効ある取組みに対応した施設とすること
- ・ 発達障がいやマイノリティに対応した施設とすること
- ・ 多様な人間関係づくりに配慮した施設とすること
- ・ 一人ひとりの児童生徒の人権や多様性を尊重した施設とすること

### (2) 小中学校の通学について

小学校では徒歩、中学校では徒歩・自転車通学を基本とし、統合により通学距離が基準をこえる児童生徒については、スクールバス等の活用を検討します。災害時の拠点としても対応できるように、駐車場・駐輪場等の施設整備を行います。登下校時の熱中症等の対策についても児童生徒が安心安全に通学できるように対策を検討します。

### (3) 小中学校における新しい教育への対応

新しい教育への対応について、以下の項目に対応した施設の整備を行います。

- ・ 主体的・協働的な学習、探究型学習を推進すること
- ・ 日本文化への理解を進め、地域行事や祭礼への参加や伝統芸能の継承に配慮すること
- ・ グローバル化に対応した教育を推進すること
- ・ 英語学習を推進すること
- ・ ICT機器の活用を推進すること
- ・ 社会の変化に対応した教育を推進すること

#### (4) 部活動改革への対応

部活動改革への対応について、以下の項目に配慮した施設の整備を行います。

##### ・部活動の改革を推進すること

#### (5) まちづくりとの連動

まちづくりとの連動について、以下の項目に対応した施設の整備を行います。

- ・持続可能なまちづくりと連動した学校のあり方を模索すること
- ・地域の人と一緒に作る学校、企業等と連携する学校、地域コミュニティとのつながりを大切にした学校を推進すること（コミュニティ・スクールの更なる推進）

### 3 改修等の基本的な方針

#### (1) 長寿命化の方針

誰もが安全で安心して使用できる学校施設を目指すため、中長期的な視点に立ち、統廃合を含め、計画的に大規模改修と長寿命化改修を行い、学校施設を健全な状態に保ちつつ、可能な限り長く使用することを基本的な方針とします。

表IV-2 大規模改修、長寿命化改修の方針

	改修水準
大規模改修	経年劣化による消耗、機能低下に対する機能回復工事
長寿命化改修	経年劣化による機能回復工事のほか、社会的要求に対応するための機能向上工事

#### (2) 目標使用年数、改修周期の設定

適切な改修を定期的実施することで目標使用年数を80年として設定します。

目標使用年の中間年である40年を長寿命化改修の周期とし、さらに、その中間年の20年を大規模改修の周期として設定します。

ただし、あり方検討委員会の答申内容を受けて、老朽化した校舎については、50年経過を基準にその劣化状況を判断し改築を行うことを検討します。

表IV-3 予防保全のイメージ

築20年目 大規模改修	築40年目 長寿命化改修	築60年目 大規模改修
<ul style="list-style-type: none"><li>・防水改修</li><li>・外壁改修</li><li>・設備機器更新</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・防水改修</li><li>・外壁改修</li><li>・内部改修</li><li>・設備改修</li><li>・プール改修</li><li>・グラウンド改修</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・防水改修</li><li>・外壁改修</li><li>・設備機器更新</li></ul>

## V 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

### 1 改修等の整備水準

長寿命化において配慮すべき性能に対して、各部の整備レベルを設定し、中長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」的な維持管理の方法と費用対効果を考慮して最適な使用を検討します。

#### (1) 屋上防水・屋根仕上げ

屋上防水は、原則として、既存の防水を撤去・更新し、耐久性に優れた材料及び工法を選択します。

屋根仕上げは、老朽化が著しい場合は、撤去・更新し、耐久性に優れた材料及び工法を選択します。老朽度が軽微な場合は、再使用します。

表V-1 防水層の物理的耐用年数

種 類		耐用年数
塗膜防水		10～13 年
シート防水		13～15 年
アスファルト防水	コンクリート保護層なし	13～15 年
	コンクリート保護層あり	17～20 年

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月 文部科学省）

#### (2) 外壁・外部建具改修

外壁のクラックや欠損等は補修を行います。仕上げ材は耐久性に優れた材料及び工法を選択します。

外部建具周りのシーリングは、撤去更新します。また、外部建具に使用するガラスは、強化ガラスや飛散防止フィルムを優先的に使用します。

表V-2 塗膜の美観上の耐用年数

種 類	耐用年数
アクリル系	6～7 年
ウレタン系	8～10 年
シリコン系	12～15 年
フッ素系	15～20 年

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月 文部科学省）

#### (3) 内装改修

仕上げ材は、揮発性有機化合物を含む材料を避け、耐久性に優れた材料を選択します。

天井仕上げは、反響音に配慮して、吸音性能に優れた仕上げ材を使用します。

床仕上げは、表面をサンダー掛けし、ワックス塗布を基本とします。

間仕切り壁は、衝撃や耐火性にも優れているスチール製のものを基本とします。

#### (4) 電気設備改修

ランニングコストを考慮して、省エネルギー効果の高い機器を選定します。

改修する照明器具は、LED照明とします。

人感センサーを使用することにより、消費電力の低減を図ります。

電気設備の保守点検結果に基づき、受変電設備関係の更新を行います。

電気設備の設置場所の嵩上げや防水扉等の浸水防止対策を図ります。

表V-3 電気設備機器の物理的耐用年数

種 類	耐用年数
高圧受電盤・配電盤・変圧器	25年
高圧コンデンサ	20年
非常用自家発電機	30年
動力制御盤・電灯分電盤	25年
蛍光灯照明器具	20年

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月 文部科学省）

#### (5) 機械設備改修

ランニングコストを考慮して、省エネルギー効果の高い機器を選定します。

受水槽や給排水配管は、20年を目安に配管内調査を行い、劣化が進んでいる場合は、撤去・更新します。

プールのろ過機及び配管は、保守点検結果に基づき、更新を行います。

表V-4 空調・衛生設備機器の物理的耐用年数

種 類	耐用年数
自動制御盤・中央監視盤	10年
受水槽、高架水槽（鋼板製）	20年
受水槽、高架水槽（FRP製）	25年
受水槽、高架水槽（ステンレス製）	30年
消火ポンプ（ユニット型）	20年
ガス給湯器・電気湯沸器	10年
屋内消火栓	30年
大便器・小便器・洗面器	30年
水栓類	15年

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月 文部科学省）

表 V-5 設備配管の物理的耐用年数

配管材質	略号	衛生				その他	
		給水	給湯	汚水	雑排水	消火	給油
配管用炭素鋼鋼管（白）	SGP			30年 以上	30年 以上	30年 以上	
配管用炭素鋼鋼管（黒）	SGP					20年 以上	30年 以上
ポリエチレン粉体ライニング 鋼管	PLP	40年 以上	30年 以上				
配管材質	略号	衛生				その他	
		給水	給湯	汚水	雑排水	消火	給油
塩ビ・ライニング鋼管	VLP	40年 以上	30年 以上				
ステンレス配管	SUS	30年 以上	30年 以上	30年 以上	30年 以上		
銅管	CUP	30年 以上	20年 以上	30年 以上	30年 以上	60年 以上	
硬質塩化ビニル管	VP	40年 以上		40年 以上	40年 以上		
水道用ポリエチレン管	PEP	40年 以上					

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月 文部科学省）

## （6）バリアフリー改修

ユニバーサルデザインの考えのもと、学校施設のバリアフリー化を図ります。  
エレベーターは、保守点検結果に基づき、補修又は更新を行います。

表 V-6 昇降機の物理的耐用年数

種 類	耐用年数
昇降機	30年

資料：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月 文部科学省）

## （7）防災・防犯対策

各学校の周辺環境や施設の現状を勘案し、インターホン、施錠扉、防犯カメラ等による機器対策も含め、児童生徒の安全確保を図ります。

校舎や屋内運動場の外部建具の窓ガラスに強化ガラスや飛散防止フィルムを優先的に使用します。

## 2 維持管理の項目・手法等

### （1）老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、今後膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、本計画に基づき、施設の長期的な使用を図るための改修を計画的に進めていきます。また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常



に適切な維持管理に努めていきます。

老朽施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ、整備手法を工夫して効率的・効果的な整備として、新規改修や長寿命化による整備を進めます。加えて、大規模改修実施後20年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、計画的・戦略的に将来の老朽化に備えます。

また、長寿命化の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末環境の下での情報通信技術の活用等に対応できるよう教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行います。

さらに、学校と他の公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化・共用化等による整備を行うことは、児童生徒の学習活動の充実に加え、地域の実態に応じた公的ストックの最適化や地域のコミュニティの拠点形成の観点からも有効であるため、学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、地方公共団体内の分野横断的な検討体制を構築して教育環境の向上とコストの最適化を図りつつ、単一の学校施設の老朽化対策のみにとどまらない幅広い視点からの整備を行います。

## （２）新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年は、令和2年7月豪雨をはじめ自然災害が多様化・頻発化・激甚化しており、地域の避難所、防災拠点としての学校施設の役割はますます重要となっています。また、令和2年には新型コロナウイルス感染症の流行の拡大により、長期にわたって学校の臨時休業が行われるなど、児童生徒等の学びの保障に大きな影響を与える事態となりました。このような災害や感染症等の発生時においても児童生徒等が不安なく学びを継続することができるようにするため、学校施設について以下の整備を図り、安全・安心な教育環境を確保することとします。

### ① 耐震性の確保

児童生徒と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井の耐震性の確保に取り組めます。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することとします。

### ② 防災機能の強化

学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、ハザードマップや地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、空調設備、非常用電源、貯水槽、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の一層の強化を図ります。

### ③ バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び同法施行令（平成18年政令第379号）が改正され（令和3年4月施行）、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築等を行う際には、移動等円滑化基準への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても同基準への適合の努力義務が課されることとなりました。このため、令和7年度までに、車椅子使用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備すること、スロープ等による段差解消については全ての学校に整備すること及びエレベーターについては円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することが国としての目標としています。

このことを踏まえ、障害のある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての機能を有することも踏まえて、学校施設を誰もが利用しやすい施設とするため、SDGsへの対応も含めたバリアフリー化の整備目標を設定し、既存の施設についても車椅子利用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の整備を計画的に進めることとします。

#### ④ 衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や床を乾いた状態で使用するドライシステム等の学校給食施設の整備等、学校施設における衛生環境を改善します。

#### ⑤ 空調設備の整備

学校施設の普通教室における空調設備の整備率は完了しており、特別教室への設置を進めていきます。また、屋内運動場についても、断熱性の確保等の技術的な課題を踏まえた上で設置を進めていきます。

#### ⑥ 感染症対策と脱炭素社会に向けた施設整備

ポストコロナ時代において、児童生徒の学習機会と学力保障の役割を果たすための施設整備を行うとともに、脱炭素社会の実現を目指し、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を推進します。

#### ⑦ 防犯対策など安全性の確保を図る整備

学校施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図ります。

### (3) 教室不足の解消等を図る整備

学校施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増減等に伴い、小学校、中学校の教室等に不足が生じる場合や、小学校、中学校を適正な規模にするために統合する場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保することが重要です。

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）が改正され、小学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることとなりますが、すでに本県では、教育山形「さんさん」プランの実施により対応しているため、引き続きこれらの制度を踏まえた教室数等の確保を図ります。

これらの際、新增築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することとします。

### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校施設については、学習指導要領の改訂及び情報通信技術の活用等の教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ります。

特に、本市においても、再生可能エネルギーの活用は、社会全体で目指すべき脱炭素社会の実現に寄与するものであることから、積極的に導入してまいります。

また、一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図る上では、校内通信ネットワークの整備を行うとともに、電子黒板の拡充及びその効果的な活用やタブレットを置く机への配慮を考慮し

た整備を行います。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

##### ① 学校給食施設

学校給食施設については、食の安全を確保するため、給食への異物混入防止のための整備と併せて、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による調理施設の整備やその内部における空調設備の設置を推進します。

また、本市の学校給食施設は、中学校は給食センター方式、小学校は自校調理方式で一部委託という実態があり、SDGsへの対応も考慮しながら、学校施設の再整備に合わせて整備できるよう、統一したシステムを検討してまいります。

##### ② スポーツ施設

施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領の目標内容を遵守した指導の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していきます。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにするとともに、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用することや、老朽化した複数の学校のスポーツ施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも検討していきます。

## VI 学校施設整備の実施計画

### 1 実施計画

今後5年間は、照明のLED化やトイレの洋式化を中心に工事を行います。

また、ロードマップに基づき小中学校の統合等を進めてまいります。事業実施にあたっては、(仮称)統合準備委員会等を立ち上げ、学校再編に関する準備を進めてまいります。進捗については、市ホームページや説明会等により保護者や地域住民の理解を図ってまいります。

なお、実施年度や実施内容は市の財政状況や施設の状況等により変更となる場合があります。

### 2 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

学校施設を長寿命化することにより、施設面、コスト面及び環境面において以下のような効果が期待できます。

#### (1) 施設面での効果

##### ① 学校施設の安心・安全の確保

学校施設の長寿命化への取組みは、予防保全型の維持管理に転換することであり、計画的に中規模・大規模修繕を行うことで、突発的な故障や事故等を軽減できるとともに、建物の機能・性能の維持向上が図られることで児童生徒の安全・安心を確保することができます。

## ② 現代の社会的要請や社会情勢に応じた改修

計画的な改修（予防保全）を行うことで、今後の学習内容・形態の変化や家庭の生活様式の変化、また、省エネルギー化やバリアフリー化、避難所としての防災機能強化などといった現代の社会的要請に対し、長期間放置することなく、定期的な対応が可能となります。

### （２）コスト面での効果

予防保全型の維持管理を行うことにより、特に設備関係での突発的な事故等での２次被害（例：室内部での漏水による天井・壁等の損壊）を防止できることや、修繕部位の早期対応により被害拡大を防止し修繕費用の支出を抑制することができます。

### （３）環境面での効果

省エネ型の設備機器への更新や、施設全体を高気密・高断熱化する長寿命化により、エネルギーの削減が図られ、二酸化炭素を抑制することができ、環境負荷の軽減につながります。

## VII 学校施設整備計画の継続的運用方針

### 1 情報基盤の整備と活用

学校施設を安心安全に使用するため、日頃から長寿命化について意識し、適切な維持修繕に努めます。そのため、情報の基礎となる学校施設台帳といった施設情報や工事履歴や保守・維持管理委託といった情報をデータ化し、事後保全から予防保全にむけた取組みを推進するための施設関連情報を整理し、チェックシートを作成し有効に活用していきます。

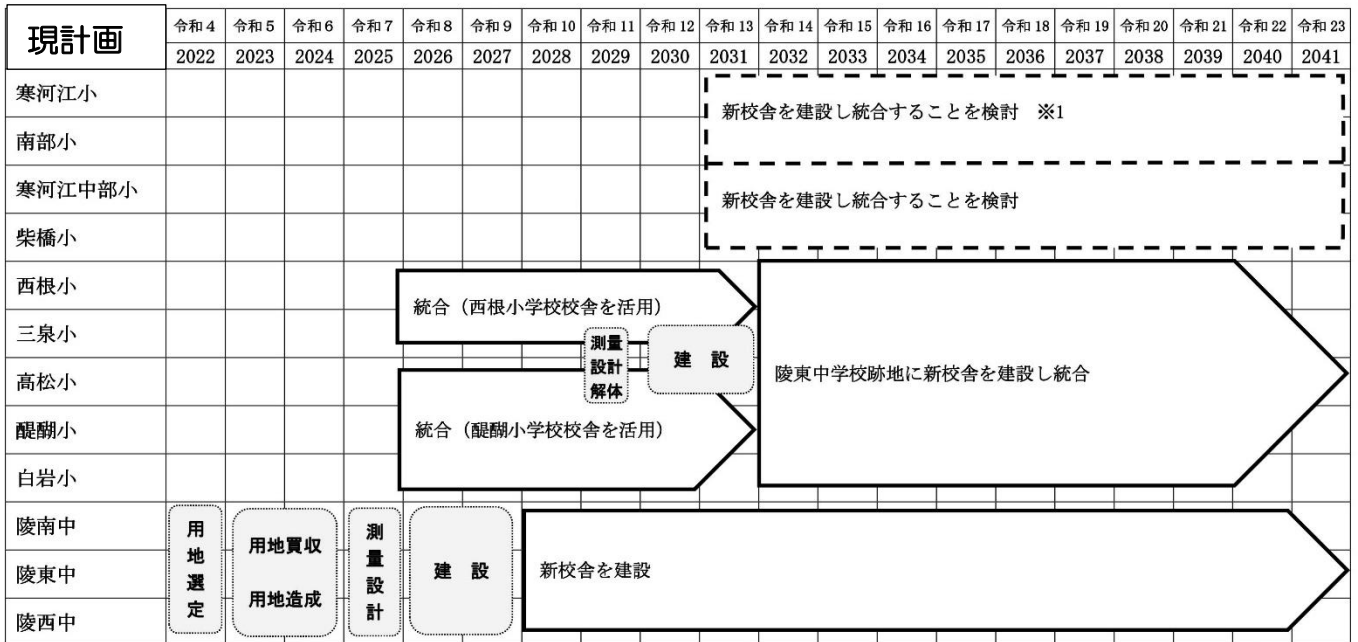
### 2 推進体制等の整備

本計画は、学校施設を所管する学校教育課で進捗管理を行います。また、市全体の公共施設の適正な維持管理に向け、寒河江市公共施設等総合管理計画との整合性を図ります。

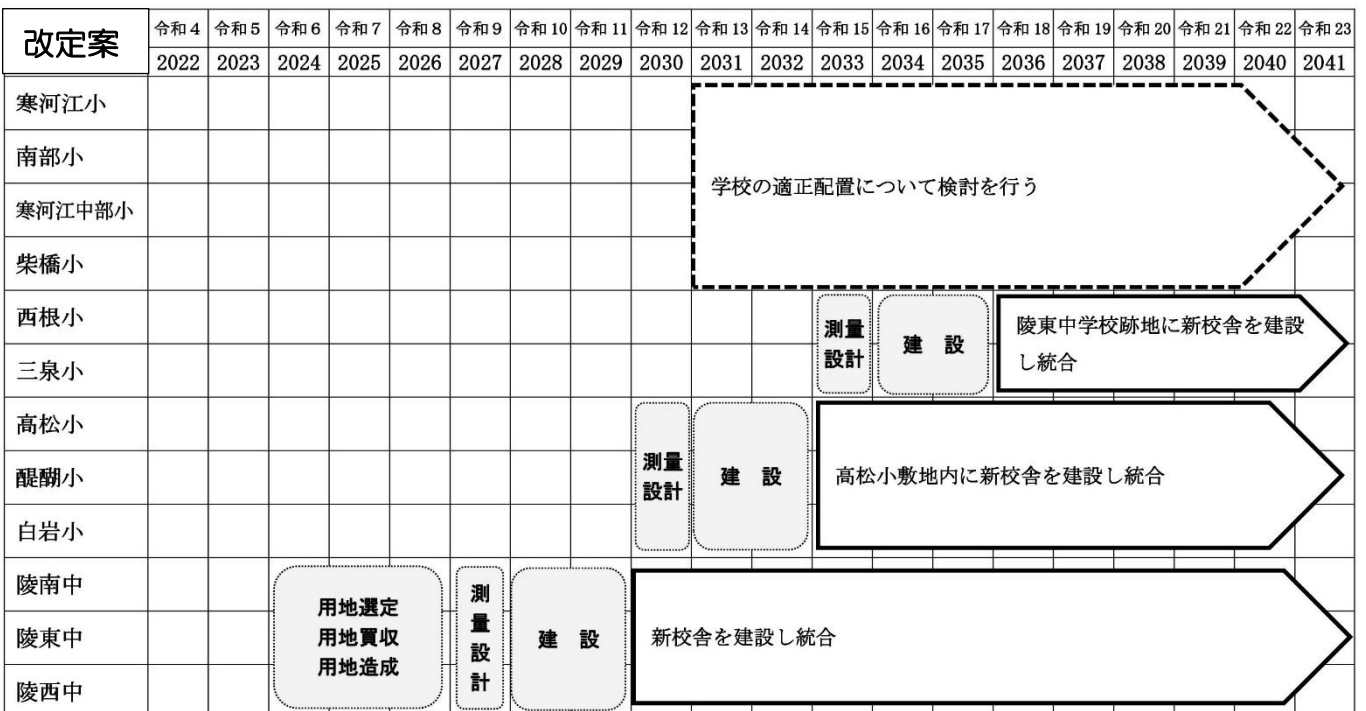
### 3 フォローアップ

本計画は、学校教育を取り巻く環境の変化や児童生徒数の推移等に対応する必要があります。そのため、5年を目途に、取組みの進捗を管理する手法として、「計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）」のいわゆるP D C Aサイクルを確立していきます。

補足説明資料（修正版）



※1：児童数の動態や社会情勢の変化により、寒河江小学校を陵東中学校跡地の新校舎への統合、南部小学校を寒河江中部小学校と柴橋小学校の統合校へ統合することも検討していく。



- ・改定のポイント
- ①小学校の2段階統合を見直します。
  - ②西部地区に拠点となる小学校を1校整備します。
  - ③中学校の統合時期を令和10年から令和12年に見直します。

## 補足説明資料

### ◎ 改定のポイントについて

各種説明会等でのご意見や外部有識者会議の助言、学校施設の老朽化の状況、これからの時代の学びに合った学習環境、今後の児童生徒数の推移、施設整備の経費等を総合的に検討し、以下のように改定（素案）を作成しました。

#### ① 小学校の２段階統合を見直す。

- ・ 現計画では、小学校でも中学校でも統合を経験する児童生徒がいることとなるが、そうした児童生徒や保護者の負担を考慮し、２段階の統合は行わない。
- ・ 複式学級の早期解消を目指し２段階の統合計画としていた。複式学級の解消は計画より遅れることとなるが、複式学級の指導については、継続的に教職員の研修の場の設定等を実施し、指導力の向上を図る。
- ・ 中学校統合後に、高松小、醍醐小、白岩小の統合を行う。また、陵東中跡地に西根小、三泉小の統合小学校を建築する。

#### ② 西部地区に拠点となる小学校を１校整備する。

- ・ 小学生の発達段階や地域とのつながり、まちづくりの観点、地域バランス等を考慮し、西部地区に小学校を残す。
- ・ 児童数や通学状況等を考慮し、現在の高松小の敷地に統合小学校を建設する。
- ・ 通学が遠くなる児童については、スクールバスでの登下校を実施する。
- ・ 現在、高松小学校校舎内に設置されている楯岡特別支援学校寒河江校については、今後、山形県教育委員会と協議を行う。

※ なお、寒河江小、寒河江中部小、南部小、柴橋小については、今後の児童数の推移も見極めながら、小学生の発達段階や地域とのつながり等を考慮し、適正配置について検討を行うこととする。

#### ③ 中学校の統合時期を令和１０年から令和１２年に見直す。

- ・ 用地選定や統合に向けての準備期間を考慮し、統合時期を令和１２年とする。
- ・ 中学校の統合については、現在の陵東中、陵南中、陵西中の３校を統合し１校とする計画に対して、陵南中はそのまま残し、陵東中と陵西中を統合し、中学校は２校とすべきとのご意見も寄せられたが、総合的に検討した結果、次のような

理由から引き続き 1 校案とする。

〔1 校とした理由〕

- 切磋琢磨できる環境と社会性の育成
  - ・ 生徒数が多いことで、授業や教育活動において切磋琢磨できる機会が増えるとともに、学校行事やイベントをダイナミックに展開することができる。
  - ・ 多様性が求められる時代にあって、様々な個性を持つ人との出会いや考え方の違う人とのかかわりもできるなど、いろいろな人と接する機会が増え、社会性や協調性が培われる。
  - ・ 生徒同士の人間関係や生徒と教員の人間関係に配慮した学級編制ができる。
- 市内の生徒に充実した教育環境の中で多様な選択肢及び地域を考える視点の拡大
  - ・ 未来の寒河江を担う人材育成に向けて、教育資源や財源を 1 つに集中し、より優良な教育環境を構築し、市内全生徒に充実した教育環境の中で多様な選択肢を提供できる。
  - ・ 市内全体が学区となることにより、生徒がより寒河江市を身近に感じ、これまでの学区等を超えた範囲で多くの大人とかかわる場面が増えることにより、寒河江市全体の理解と市の今後を考える視点が醸成されやすく、教育活動の充実も見込まれる。
- 教員数の増加とバランスのとれた教職員の配置
  - ・ 学級数に応じて、配置される教員数も増えることにより、各教科の専門教員が増える。それにより、校内での各教科の研修の機会が増え、教員の専門性が磨かれ、授業の質が向上し、生徒の学力の向上に繋がることを期待できる。
  - ・ 教職員の経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員の配置が可能となり、生徒にとっても、評価面や相談のしやすさ等、有益な面が多い。
  - ・ 多くの人数で校務分掌を担当することにより、一人ひとりの教員に時間のゆとりが生まれ、校内研修や教材研究をする時間に繋がり、質の高い授業を提供できることが期待できる。学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。
  - ・ 教員数が多くなることにより、教員の出張や休暇等への対応もしやすい。

○ 10年後、20年後をも想定した生徒数の不均衡の解消

3校を統合した場合の生徒数は、令和12年度は954人の見込みだが、令和17年度には807人と予測される。統合当初の生徒数は多くなるが、年々減少が見込まれている。

一方、2校とした場合、2校間の生徒数の不均衡が課題となる。令和12年度では、陵東中と陵西中の統合中は410人、陵南中は544人でその差は、134人だが、5年後の令和17年度には、319人と488人と見込まれ、その差は169人に広がる。その後、陵東中と陵西中の統合中の生徒の減少が大きくなることも予想され、再統合を検討することも考慮しなければならない状況になることも想定される。もし2校の生徒数をバランスよく配置しようとするならば、学区再編を検討する必要がでてくるが、あり方検討委員会の「学区を分けない」という答申を踏まえていくと困難であると考えられる。

○ 財政面からの検討

統合して1校を建設した場合※1、国より補助金が出るため、建設費の市の持ち出し分は約半分になる。2校の場合※2、片方の学校は、同様に建設費の市の持ち出し分は約半分になるが、もう片方の建設費は、国からの補助金が出ない可能性が高い。

※1 建設費等：約75億円、市負担約25億円

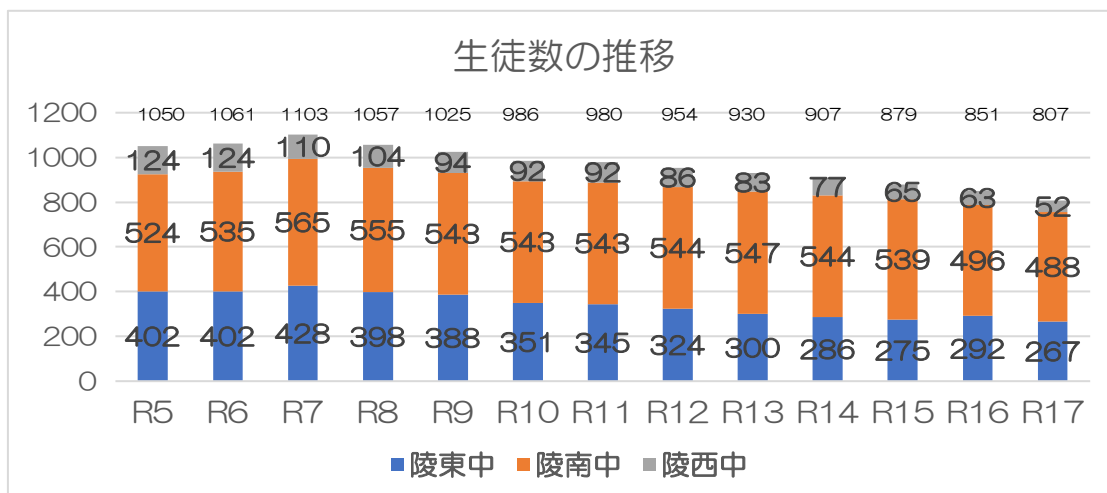
※2 建設費等：約100億円、市負担約70億円

この積算は、近年に建設された学校の建設費等を参考に計算したものです。実際の建設費等は、物価上昇などの影響により変動する可能性があります。また、土地取得費は別途かかります。

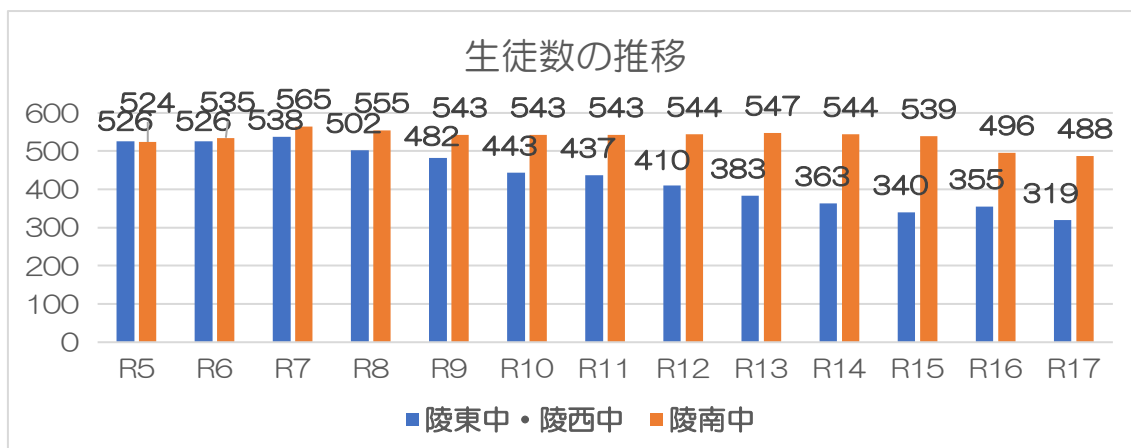
◎ 説明会等で出された不安を感じる事項（不登校やいじめ問題への対応、生徒に目が届きにくくなるのではないかという懸念、スクールバスを利用した通学、大人数による学校行事等の実施 等）への対応については、具体的な事例等も示しながら、今後の説明会でも丁寧に説明を行っていく。



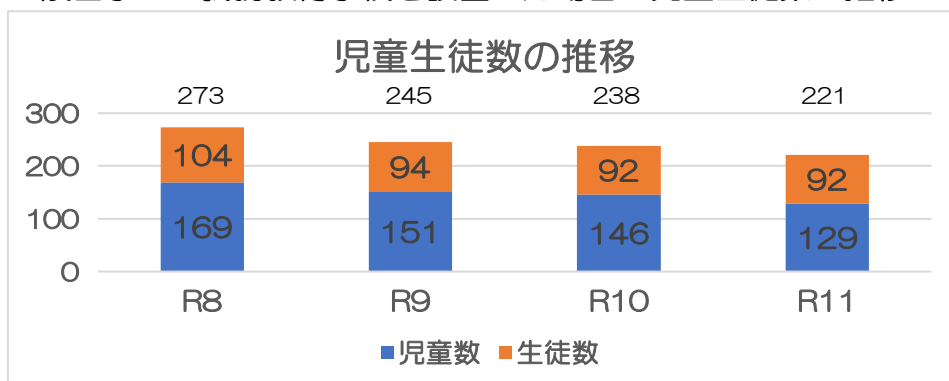
• 生徒数の推移（1校の場合）



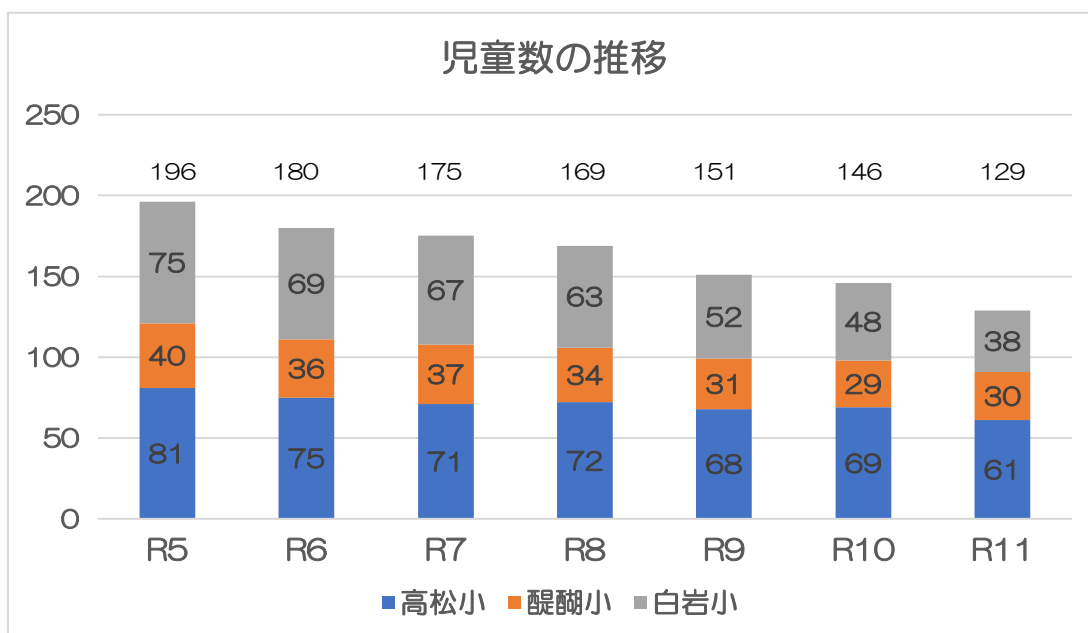
• 生徒数の推移（2校の場合）



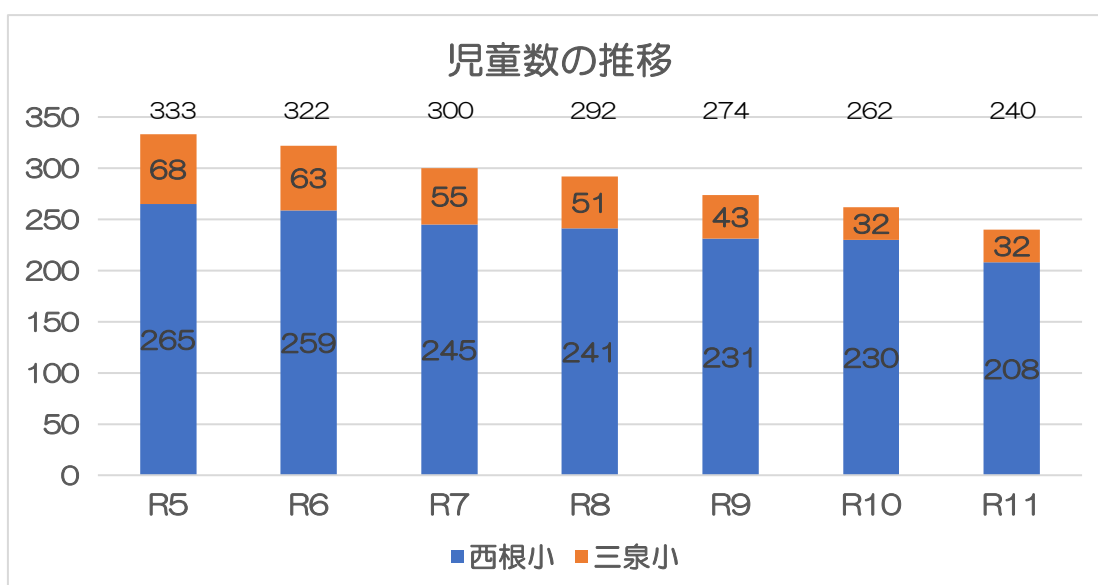
• 陵西学区に義務教育学校を設置した場合の児童生徒数の推移



・児童数の推移（西部地区）



・児童数の推移（西根小と三泉小）



R6以降の三泉小児童数については、寒河江学園に在籍する児童数により変動する可能性があります。

## ・学区に関連した取り組み

就学校の指定について、学校教育法施行令第5条で、市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされております。本市では、寒河江市立小中学校通学区域に関する規則で定めております。通学区域に関連して現在実施している取り組みとして、寒河江中部小学校の児童数の増加に対応して、①の通学区域制度の弾力的運用、醍醐小学校の児童数の減少に対応して、②特認校制度を運用しております。

### ①通学区域制度の弾力的運用

平成16年度より実施している制度で、寒河江中部小の保護者の希望で寒河江小、南部小、柴橋小を選択できる制度。

要綱等：寒河江市立小中学校の通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

### ②特認校制度

醍醐小へ寒河江小、寒河江中部小、南部小、西根小、柴橋小学区の子童が入学及び転入学できる制度。

要綱等：寒河江市特認校制度の実施に関する要綱（年度要綱）

## ・幼保小の連携・接続

寒河江市幼児教育連絡協議会を設置し、研修会や施設見学などを行っております。今年度は、なか保育所の見学、幼児教育に関する講演、授業参観を予定しております。昨年度は、個別の教育支援計画の作成を学んだりしております。

## ・幼稚園保育所の設置状況

寒河江市内の保育等施設一覧（令和5年5月現在）を参照ください。

## ・小中一貫校（義務教育学校）について

義務教育学校は小学校と中学校の9年間を通した教育となり、施設一体型や併設型などの形態があります。山形県内には3校の義務教育学校が設置されています。

学校名	児童数	生徒数	開校	統合前
萩野学園 (新庄市)	227	121	平成27年4月	萩野小学校、泉田小学校、昭和小学校、萩野中学校
明倫学園 (新庄市)	411	210	令和3年4月	沼田小学校、北辰小学校、明倫中学校

戸沢学園 (戸沢村)	144	79	令和3年4月	戸沢小学校、戸沢中学校
---------------	-----	----	--------	-------------

### ・中高一貫校について

山形県内には1校設置されおり、令和6年度に致道館中学校・高等学校が開校される予定です。中高一貫教育校の制度としては、中等教育学校※、併設型、連携型があります。

学校名	種類	開校	定員
山形県立東桜学館 (東根市)	併設型	平成28年4月	中学校 99名
			高等学校 200名
山形県立致道館中学校・高等学校(鶴岡市)	併設型	令和6年4月(予定)	中学校 99名
			高等学校 280名

現鶴岡南高校を改修して致道館高校、現鶴岡北高校を改修して致道館中学校となる予定。

※東北管内には、仙台市立仙台青陵中等教育学校の1校のみ。

### ・市内の高等学校

#### ①山形県立寒河江高等学校

定員 200名 (一般コース 160名、探究コース 40名)

#### ②山形県立寒河江工業高等学校

定員 120名

(メカニカルエンジニア科、ロボットエンジニア科、ITエンジニア科)

令和6年4月から新校舎

### ・市外の中学校に進学されるケース

市外の中学校に進学されるお子さんが毎年数名程度いらっしゃいます。進学先としては、山形大学付属中学校(山形市)、東桜学館(東根市)などとなっております。

### ・<sup>かんりょう</sup>寒陵スクール

寒河江市適応指導教室(寒陵スクール)を設置しております。寒陵スクールでは、基本的な生活習慣の改善を図り、自立心を育てること、小集団活動を通して、集団生活への意欲を高めること、カウンセリングや学力の補充により、学校復帰を促すこと、学校・家庭・専門機関との協力体制を強めることが役割となっております。

ります。内容としては、教科の学習、体験学習や野外学習などで、月から金の午前9時から12時（原則として）となっております。

#### ・小中学校の特別支援教育

児童生徒数の状況により、各小中学校に特別支援教室を設置しております。

#### ・特別支援学校

平成26年4月山形県立楯岡特別支援学校寒河江校が高松小学校校舎内に開校、小学生が13名ほど在籍しております。

#### ・放課後児童クラブの設置状況

現在の設置状況は、それぞれの学校ごとに校内、校外に設置されている状況です。今後については、子育て推進課にて検討中。

小学校学区	校内	校外
寒河江小		1
寒河江中部小		7
南部小		2
西根小	2	1
柴橋小		1
高松小	1	
白岩小	1	
三泉小	1	
醍醐小	1	

#### ・通学について

通学については、学校施設整備計画を改定したのち、統合検討準備委員会などを立ち上げ、保護者の方や地域の方と一緒に検討する予定です。現在、陵西学区においてスクールバスを2台運行しております。タクシー会社に委託し、年間の経費は約400万円/台となっております。スクールバスを購入する必要は1台約800万円を想定しております。

#### ・学校施設整備計画の改定後に検討する事項

校名、校歌、校章、制服など、子どもたち、保護者の方、地域の方、教職員の方と一緒に検討する予定です。

## ・跡地利用

高松小学校、陵東中学校は統合小学校敷地として活用する予定です。それ以外の小中学校については、活用方法を庁内の関係課で検討しております。

## ・近年の寒河江市内の統廃合について

### ①田代小学校

平成 25 年 3 月に閉校して、白岩小学校に統合。リノベーションして、平成 29 年に学びの里 TASSHO(たっしょ)を開設、学校行事などで活用しております。

### ②幸生小学校

令和 3 年 3 月に閉校して、白岩小学校に統合。幸生小学校校舎等については、現在、さがえ少年少女発明クラブの活動や体育館はスケートボードの屋内施設として試験的に運用しており市内外の方に利用いただいております。

## ・異常気象等への対応

学校施設として、授業や行事などを安心・安全に実施できる施設であること、避難所等としても活用することを想定して、屋内運動施設（体育館等）への冷暖房の設置を検討する予定です。

また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、令和 6 年 4 月 1 日から大規模な非住宅建築物の省エネ基準が変更になります。延床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の施設が対象となっており、学校施設も対象となります。一次エネルギー消費基準（BEI）が 1.0 から 0.8 に引き上げられます。基準から 20%削減することが求められるものです。

## ・文化の伝承

総合的な学習の時間などを通じて地域理解やコミュニティ・スクールなどと連携して取り組んでまいります。

# 寒河江市内の保育等施設一覧

(令和5年5月現在)

## ①幼稚園

施設名	住所	電話番号	定員	保育実施年齢	保育時間	延長保育(最大)	一時保育
寒河江幼稚園	本町3丁目6-2	86-6210	240	満3～5歳	8:30～15:00	7:50～18:30	要相談
寒河江大谷幼稚園	本町2丁目3-43	84-2248	120	満3～5歳	8:30～15:00	8:00～18:30	要相談

## ②届出保育施設等

施設名	住所	電話番号	定員	保育実施年齢	保育時間	延長保育(最大)	一時保育
日東ベスト保育園	幸町4-27	86-2100	25	※従業員のみ利用となります。			

## ③企業主導型保育施設

施設名	住所	電話番号	定員	保育実施年齢	保育時間	延長保育(最大)	一時保育
花のたね保育園	大字柴橋1055-3	84-7776	19※	0～5歳 (3カ月以上)	8:00～18:00	7:00～19:00	7:00～19:00
※ このうち、地域枠については定員9人							
やよい保育園	栄町8-41	84-1212	12※	0～2歳 (6カ月以上)	7:00～18:00	7:00～19:00	7:00～19:00
※ このうち、地域枠については定員6人							

## ④認可保育所、認可地域型保育施設

施設名	住所	電話番号	定員	保育実施年齢	保育時間	延長保育(最大)	一時保育
市立保育所	なか保育所	八幡町1-10	160	0～5歳 (2カ月以上)	8:30～16:30	7:00～19:00	8:30～16:00
	なか保育所みいずみ分園	字中河原191-1	40	3～5歳			
	にしね保育所	大字西根169	130	1～5歳			
	しらいわ保育所	大字白岩1296-2	90	1～5歳			
	たかまつ保育所	大字米沢643-2	90	0～5歳 (2カ月以上)			
民間立保育所	ゆりかご子ども園	緑町200-67	60	0～2歳 (2カ月以上)	8:30～16:30	7:00～19:00	-
	しばはしさくらんぼ子供園	大字柴橋字下鎌3378-2	45	0～2歳 (2カ月以上)			
	さがえさくらんぼ子供園	大字日田字五反201-1	96	0～5歳 (2カ月以上)			
	あおぞら保育園	大字寒河江丙1230-1	30	0～2歳 (4カ月以上)			
家庭的保育事業	この家庭保育室	本町2-9-22 ロイヤルプレステージ本町102	5	0～2歳 (2ヶ月以上)	8:30～16:30	8:00～19:00	-
小規模保育事業所	第2さくらんぼ子供園	東新山町252-1	19	0～2歳 (2カ月以上)	8:30～16:30	7:00～19:00	-
事業所内保育所	寒河江やすらぎの里保育園	本楯二丁目24-1	20※	0～2歳 (3カ月以上) ※	8:30～16:30	7:00～19:00	-

※ このうち、地域枠については定員5人、0歳から2歳まで

## ⑤認定こども園

施設名	住所	電話番号	区分	定員	実施年齢	保育時間	延長保育(最大)	一時保育
寒河江第二幼稚園	大字高屋字西浦19	86-6209	教育	30	3～5歳	8:30～15:00	7:00～19:00	要相談
			保育	72	0～5歳 (2カ月以上)	8:30～16:30	7:00～19:00	-
南部ひまわりこども園 (旧みなみ保育所)	大字島字島東181	86-3221	教育	15	3～5歳	8:30～15:00	8:30～19:00	要相談
			保育	75	0～5歳 (2カ月以上)	8:30～16:30	7:00～19:00	-
柴橋おひさまこども園 (旧しばはし保育所)	大江町大字左沢金谷 1995-1	86-9198	教育	15	3～5歳	8:30～15:00	8:30～19:00	要相談
			保育	85	1～5歳	8:30～16:30	7:00～19:00	-

## 今後について

### 1. 寒河江市学校施設整備計画改定までの流れ

日程	会議等
9月28日	寒河江市学校施設整備計画改定（案）提示
9月28日～10月27日	パブリックコメント
10月20日	議員懇談会
11月上旬（予定）	パブリックコメントへの回答
11月（予定）	総合教育会議
11月（予定）	市政調整会議
11月21日	議員懇談会
12月	教育委員会
12月	寒河江市学校施設整備計画（改定版）策定

### 2. パブリックコメント

期間：令和5年9月28日（木）から令和5年10月27日（金）午後4時まで

設置場所：市役所2階ロビー、ハートフルセンター1階総合窓口前、フローラ・SAGAE1階、文化センター1階、市民体育館、市立図書館、南部地区公民館、この木交流センター（柴橋地区公民館）、西部地区公民館

意見募集の方法：持参、郵送、FAX、メール、電子申請

10月5日号の市報で学校施設整備計画改定（案）のポイントとパブリックコメントのお知らせをする予定です。

### 3. 説明会について

学校施設整備計画改定（案）のパブリックコメント実施期間中（9月28日から10月27日まで）に説明会を以下の日程で開催する予定です。

日時	会場
10月3日（火）19時～	西部地区公民館 大会議室
10月4日（水）19時～	文化センター 2階ホール
10月11日（水）19時～	この木交流センター 会議室
10月13日（金）19時～	南部小学校 体育館
10月14日（土）13時30分～	ハートフルセンター 多目的ホール

9月20日号の市報でお知らせしております。資料は、事前にホームページで公開する予定です。質疑応答の内容についても、ホームページで公開する予定です。